

第 2 章 計画策定の背景

1 国内外の動き

(1) 国際的な動き

1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年、世界行動計画採択
1979 年 (昭和 54 年)	女子差別撤廃条約採択
1985 年 (昭和 60 年)	婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 (ナイロビ将来戦略) 採 択
1995 年 (平成 7 年)	北京宣言及び行動綱領採択
2000 年 (平成 12 年)	女性 2000 年会議 (ニューヨーク) 開催
2005 年 (平成 17 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会 (通称「北京+10」) が ニューヨークの国連本部で開催
2011 年 (平成 23 年)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための 国連機関 (UN Women) 発足
2015 年 (平成 27 年)	国連サミットで持続可能な開発目標 (SDGs) 採択 17 の目標の一つに女性のエンパワーメント設定

(2) 国の動き

1977 年 (昭和 52 年)	国内行動計画策定
1985 年 (昭和 60 年)	女子差別撤廃条約批准
1986 年 (昭和 61 年)	男女雇用機会均等法施行
1987 年 (昭和 62 年)	西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定
1992 年 (平成 4 年)	育児休業法施行
1994 年 (平成 6 年)	総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会、 男女共同参画推進本部設置
1996 年 (平成 8 年)	男女共同参画 2000 プラン策定
1999 年 (平成 11 年)	男女共同参画社会基本法制定、ストーカー規制法施行
2000 年 (平成 12 年)	男女共同参画社会基本計画策定
2001 年 (平成 13 年)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律施行
2002 年 (平成 14 年)	各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設
2004 年 (平成 16 年)	性同一性障害者特例法施行
2005 年 (平成 17 年)	男女共同参画社会基本計画 (第 2 次) 策定
2007 年 (平成 19 年)	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章策定
2010 年 (平成 22 年)	男女共同参画社会基本計画 (第 3 次) 策定
2015 年 (平成 27 年)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行 第 4 次男女共同参画基本計画策定
2020 年 (令和 2 年)	第 5 次男女共同参画基本計画策定

(3) 奈良県の動き

1981年(昭和56年)	奈良県婦人会議設置
1986年(昭和61年)	奈良県婦人行動計画策定
1993年(平成5年)	奈良県女性行動計画修正版策定
1995年(平成7年)	奈良県男女共同参画推進本部設置
1997年(平成9年)	奈良県女性行動計画(第2期)策定
2001年(平成13年)	奈良県男女共同参画推進条例公布・施行
2002年(平成14年)	奈良県男女共同参画計画策定、 奈良県男女共同参画県民会議を設置
2006年(平成18年)	奈良県男女共同参画計画(第2次)策定
2015年(平成27年)	女性の活躍促進会議設置
2016年(平成28年)	奈良県女性の輝き・活躍促進計画 (第3次奈良県男女共同参画計画)」策定
2021年(令和3年)	男女でつくる幸せあふれる奈良県計画 (第4次奈良県男女共同参画計画・ 第2次奈良県女性活躍推進計画)」策定

(4) 奈良市の動き

1994年(平成6年)	奈良市女性行動計画策定
1995年(平成7年)	市長部局に市民部女性対策課を設置
1996年(平成8年)	課名を女性政策課に改名
2001年(平成13年)	奈良市男女共同参画計画策定
2002年(平成14年)	課名を男女共同参画課に改名 男女共同参画センター「あすなら」を開設
2003年(平成15年)	奈良市男女共同参画推進条例公布・施行
2010年(平成22年)	奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画策定
2011年(平成23年)	奈良市男女共同参画計画(第2次)策定
2015年(平成27年)	奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画 (第2次)策定
2016年(平成28年)	奈良市配偶者暴力相談支援センターを開設
2019年(平成31年)	奈良市女性活躍推進計画策定
2020年(令和2年)	奈良市パートナーシップ宣誓制度導入
2021年(令和3年)	奈良市男女共同参画計画(第2次)計画期間の1年延長
2021年(令和3年)	男女共同参画課を男女共同参画室とし、共生社会推進課に統合
2022年(令和4年)	奈良市男女共同参画計画(第3次)策定

2 市民意識調査

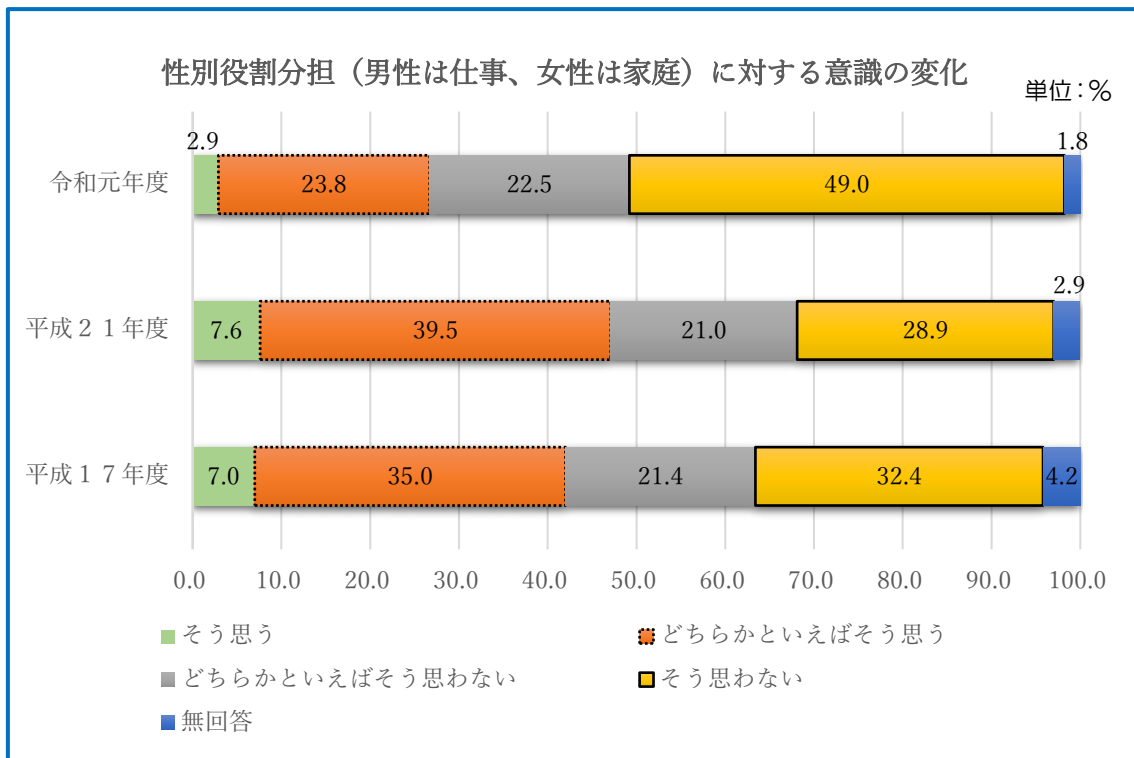
市民の皆さんに、日ごろの生活で感じていることや、市政についてのご意見などをお尋ねし、これからの市政のあり方を考えていくにあたっての基礎資料とするための「市民意識調査」を令和元年8月に実施しました。その中で、今後の男女共同参画社会実現への施策に反映させる目的で、次の2問について回答いただきました。

(1)「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどう思いますか。

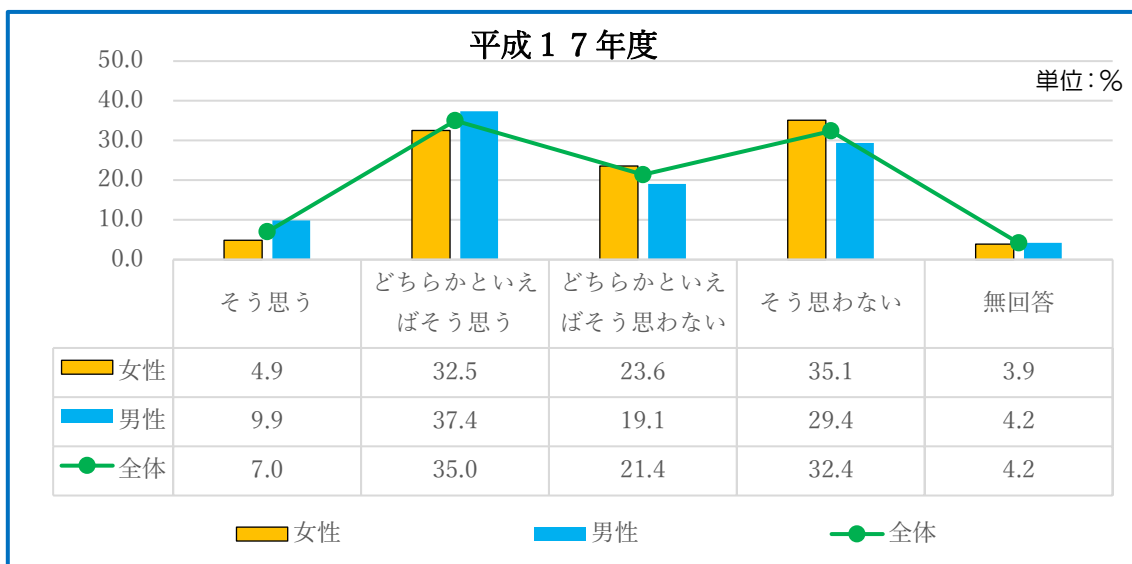
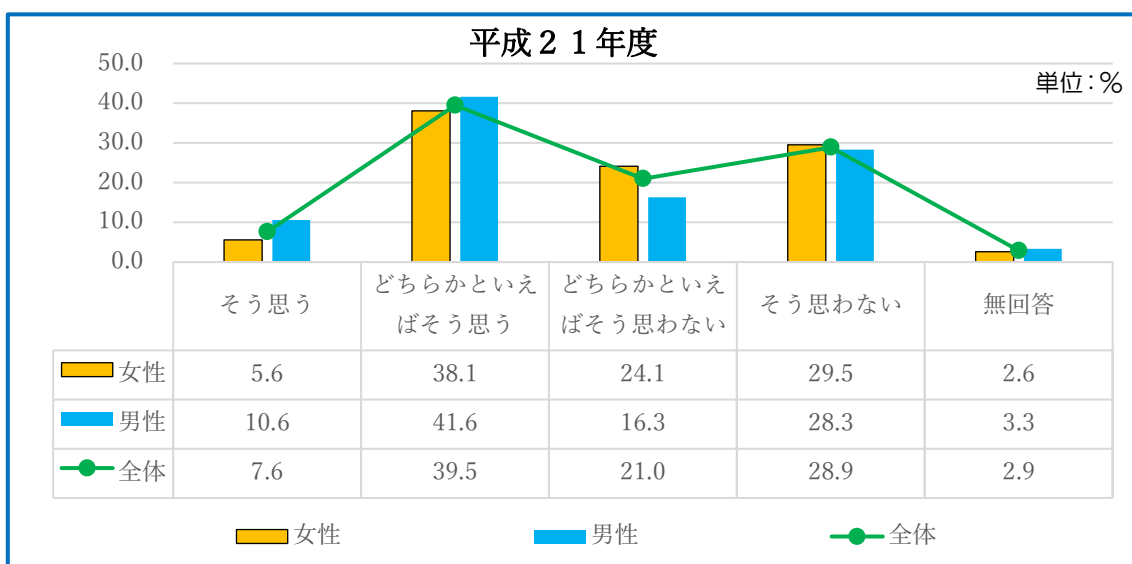
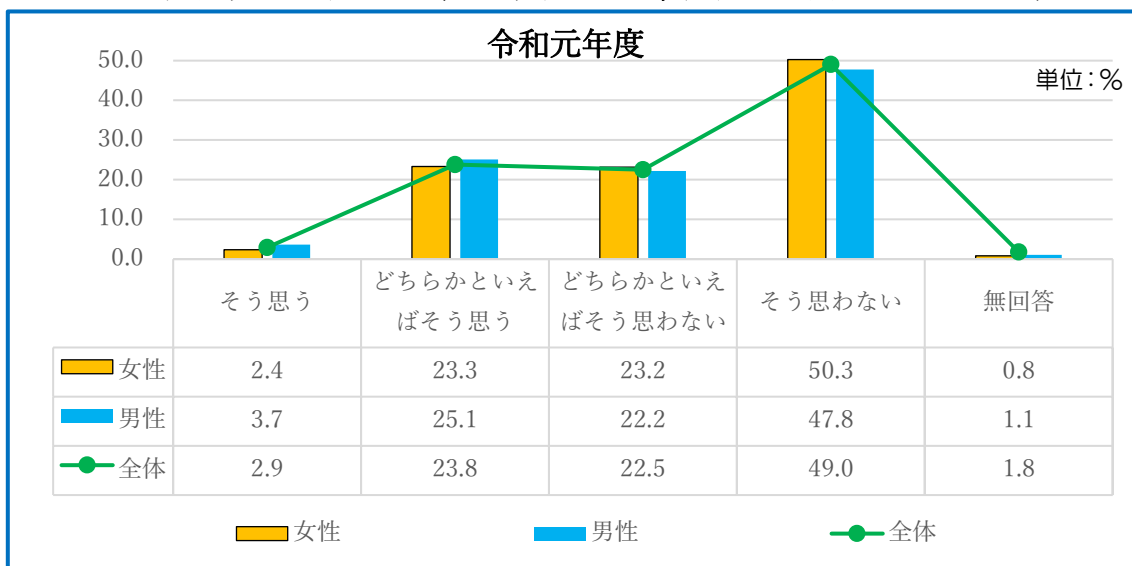
●性別役割分担に対する意識について

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」という意見が71.5%となり、平成21年度調査時の49.9%、平成17年度調査時の53.8%と比べると、ここ10年で市民意識に変化が見えてきました。

男女別にみると、平成21年度は女性53.6%、男性44.6%でしたが、今回の調査では、女性73.5%、男性70.0%で、それぞれ70%以上の人々が固定的な性別役割分担に反対であり、男女間の格差もなくなってきています。



性別役割分担（男性は仕事、女性は家庭）に対する意識の変化



(2) 男性も育児休業・介護休暇が取れますが、このことについてどうお考えですか。

● 男性の育児休業・介護休暇の取得に対する意識について

賛成の人の割合は8割以上と高く、「現実的には取りづらい」と回答した人も20ポイント減となるなど、男性の取得についての理解が広がりつつありますが、「現実的には取りづらい」と回答した人が、未だ5割を超えており、まだまだ利用しにくい職場風土や組織風土、社会構造であると考えられます。

男性の育児休業・介護休暇の取得に対する意識の変化

